平成２３年（フ）第５９号
福井県敦賀市平和町16番８－１号
債務者　山本　厚治
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第４２３号
山梨県甲府市伊勢３丁目13番８―301号
債務者　一瀬　　哲
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２４号
山梨県甲府市伊勢３丁目13番８―301号
債務者　一瀬　裕子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２５号
山梨県笛吹市一宮町上矢作290番地３
債務者　能登山和徳
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４１号
山梨県南アルプス市江原196番地２　コーポなでしこ１－１
債務者　河西　安幸
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４４号
山梨県甲府市太田町１番１号　南栄第３ビル403号
債務者　古屋　　詮
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
長野県松本市旭２丁目３番12号
債務者　矢島　祐一
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第９７号
長野県茅野市北山3418－１、住民票上の住所　静岡県焼津市石脇上69番地
債務者　駒井　宣昭
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第８８号
岐阜県美濃加茂市下米田町西脇1624番地
債務者　田井　忠誼
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第８９号
岐阜県美濃加茂市下米田町西脇1624番地
債務者　田井喜代美
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第２６２９号
愛知県あま市方領北浦220番地
債務者　長谷川幸子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６６８号
名古屋市中区新栄３丁目31番10号　市営新栄荘４棟216号
債務者　宇根岡あさ美
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８０２号
名古屋市緑区徳重２丁目1404番地　メリーメリーＡ201号
債務者　渡邉　　聰
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８０３号
名古屋市緑区徳重２丁目1404番地　メリーメリーＡ201号
債務者　渡邉　典子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８０９号
名古屋市北区楠味鋺４丁目150番地
債務者　松山　尚嗣
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８３号
愛知県豊田市上郷町４丁目11番地11　アライブレジデンス志201号
債務者　三島　照吾
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第９２３号
兵庫県西宮市高須町１丁目２番23―107号
債務者　佐藤常二土地家屋調査士事務所こと　佐藤　常二
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係